省令

○法務省令第五号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十三日

法務大臣　岩城　光英

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域		三、九五二円
町田市　大阪市		三、八七八円
国立市　横浜市　川崎市　豊田市		三、八六六円
さいたま市　八王子市　名古屋市		三、八四一円
千葉市		三、八一七円
神戸市		三、七五五円
大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市		三、七四三円
小田原市		三、六六九円
仙台市　ひたちなか市　都宮市　甲府市　津市　静岡市　泉佐野		三、六四四円
岐阜市　岡崎市　和歌山市		三、六一九円
札幌市　前橋市　金沢市　富山市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市		三、五七〇円
栃木市　新潟市　徳島市		三、五四五円
上記以外の市町村		三、四九六円

第六条第四項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に改める。

第七条第二項の表を次のように改める。

東京都の区の存する地域		五二一、六八〇円
町田市　大阪市		五〇八、八四一円
国立市　横浜市　川崎市　豊田市		五〇六、七〇一円
さいたま市　八王子市　名古屋市		五〇二、四二一円
千葉市		四九八、一四一円
神戸市		四八七、四四二円
大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市		四八五、三〇二円
仙台市　ひたちなか市　都宮市　甲府市　静岡市　津市　泉佐野		四六八、一八三円
岐阜市　岡崎市　和歌山市		四六三、九〇三円
札幌市　前橋市　金沢市　富山市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市		四五五、三四四円
栃木市　新潟市　徳島市		四五一、〇六四円
上記以外の市町村		四四二、五〇五円

第七条第四項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に、「千六十三円」を「千六十六円」に改める。

第七条の二第二項中「五千九百十五円」を「五千九百三十円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。